

2016（平成28）年度 各種方針

1. 教育研究組織の編制原理

- (1) 建学の精神、教育理念、教育方針を堅持しつつ、女子の高等教育機関として時代や社会の要請に応え得る総合大学として、家政学部、文学部、人間社会学部及び理学部を置き、大学院には、家政学研究科、文学研究科、人間生活学研究科、人間社会研究科及び理学研究科を置く。
- (2) 大学の門戸を社会に広く開放し、女子の高等教育機関として専門的知識と技能を授けることを目的として、通信教育課程を置く。
- (3) 建学の精神、教育理念に基づく女子教育の成果を、広く社会に発信し貢献するために成瀬記念館、現代女性キャリア研究所、教職教育開発センターを配置する。
- (4) 大学の研究者・附属校園の教員による研究の拠点として、総合研究所を置く。
- (5) 本学の教育機能を地域に開放し、地域との連携、生涯教育への貢献を旨とした生涯学習センターを置く。

2. 大学の求める教員像および教員組織の編制方針

日本女子大学の教員像

- (1) 本学の建学の精神、教育理念、教育方針を理解し、教育研究に取り組む意欲のある者。
- (2) 平和的な国家および社会の形成者育成のために、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究する者。
- (3) 常に教育研究水準の向上につとめ、教育研究基盤の充実と組織運営の発展に寄与する者。

教員組織の編制方針

- (1) 大学・学部・学科・研究科・専攻の教育の目的を達成し、学位授与方針に沿ったカリキュラムを実現するための適正な教員を配置する。
- (2) 教員の採用は、公正かつ適切な基準と手続きに従い、年齢構成、性別構成等のバランスに配慮した編制を行う。
- (3) 外国人教員の採用や客員、特任などの任期制教員採用により、国際的、多面的な教員組織を編制する。

大学の教育目標

大学の教育目標

平和的な国家および社会の形成者育成のために、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、その応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめることを目的とする。

(学則第1条)

大学院の教育目標

高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上進展に寄与することを目的とする。(大学院学則第1条)

3. 教育目標（学部・学科、研究科・専攻）
4. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
5. 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）
6. 学生受入方針（アドミッション・ポリシー）

7. 学生の支援に関する方針

- (1) 学生の自主性を尊重しながら、精神的に自立し、自ら考え、判断する力と他者をいたわる心を養うための支援を行う。
- (2) 多様な文化や価値観を持った人々を尊重し、国際社会の一員として共生できるよう支援体制を整える。

- (3) 学生の自己実現を助け、その人間形成に寄与するため、生活支援に係る部署の連携、支援体制を強化・整備し、教育・研究環境の安全確保に努める。

◎各支援に対する方針

学修支援：学生の学修状況を把握し、学生の状況に応じた学修支援を行う。また、障がいのある学生への支援体制を整備する。

生活支援：心の健康保持・増進、身体健康保持・増進、安全・衛生の側面から学生が自ら行動できる力を養うための支援を行う。特に、学園全体で健康教育に対する連携や実施等を推進する。また、必要に応じて経済的支援を行う。

進路支援：多様化する社会に適応し、リーダーシップ・独創性・協心力を発揮して世界で活躍できる力を身につけるための支援を行う。

留学支援：国際人としての深く広い教養を身につけるための学習環境・制度等の整備充実を図り、グローバル社会で活躍する力を養うための支援を行う。

8. 教育研究環境の整備に関する方針

- (1) Vision120に向けた教育改革・教育研究環境の充実を実現するため、キャンパスの再整備を行い、学修環境や教育研究環境の整備充実を図る。
- (2) 学生に快適な大学生活の場を提供できるよう、安全と健康に配慮したキャンパス・アメニティの充実を努める。
- (3) 地球環境に優しいキャンパス作りを目指し、省エネルギー化や環境配慮への取り組みを推進するとともに次世代への環境教育を行う。
- (4) 図書館は、学修・教育・研究に必要な学術情報資料を質・量ともに備え、施設の整備、サービスの充実をはかり利用を促進する。図書館システムをより良く機能させ、国立情報学研究所への参加等を通して、学術情報の相互提供を実施する。
- (5) 研究倫理に対する取組として、研究者の行動規範と研究費の適切な使用、それぞれにかかる環境整備に努める。

9. 社会連携・社会貢献に関する方針

- (1) 研究成果を社会に還元し、物的・人的資源の活用による地域等との連携・交流を積極的に推進する。
- (2) 社会人に高等教育を受ける機会を提供することにより、社会に貢献する。
- (3) 国際平和や人間尊重の一端として、女子教育の国際連携を支援する。
- (4) 学生主体の地域交流を推進する中で、学生が学内外で学んだ成果を社会に還元する。

10. 管理運営方針

- (1) 学園をめぐる内外の情勢変化をふまえ、建学の精神に基づいた教育・研究活動の推進のための課題を整理し、課題解決に向けて柔軟かつ迅速に対応できる管理運営体制を置く。
- (2) 質の高い教育・研究活動を永続的に実施するため、中・長期の財政計画に基づき健全な経営基盤を確立する。

11. 大学の内部質保証に関する方針

- (1) 教育研究上の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動の状況について、不断の自己点検・評価を行う。
- (2) 自らの教育研究活動について、自ら強みと弱みを客観的に把握し、教育研究の改善に取り組む。